

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和五年四月四日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和四年十月二十八日奈良県指令建第一一〇一六二号

令和五年二月六日奈良県指令建第一一〇一六二一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年三月二十八日建第一一〇一〇一号

公共施設に関する工事の検査済証 令和五年三月二十八日建第五八〇四号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字大福九九六番の一部、九九八番一、九九九番一及び一〇〇〇番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字三輪八二番地

森照子

森康清

森昌子

森貞潔

森雅絵

橿原市石原田町三五三番地の四

中川義男

桜井市大字東新堂一三五番地

吉田政子

五 公共施設の種類、位置及び区域

緑地 桜井市大字大福九九六番及び九九八番一の各一部

一 許可番号

令和四年四月二十八日奈良県指令建第一〇八一五二号

令和四年十二月七日奈良県指令建第一〇八一―一五二―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年三月二十八日建第一〇一〇二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市東室一五六番一及び一五七番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区本庄東二―三―四一

株式会社きんでん 代表取締役 上坂隆勇

一 許可番号

令和元年六月二十六日奈良県指令建第一〇二―二三―号

令和二年五月八日奈良県指令建第一〇二―二三―一号

令和四年三月三日奈良県指令建第一〇二―二三―二号

令和五年一月二十三日奈良県指令建第一〇二―二三―三号

令和五年三月十六日奈良県指令建第一〇二―二三―四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年三月二十八日建第一〇一〇三号

公共施設に関する工事の検査済証 令和五年三月二十八日建第五八〇五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒市辻町八六番五、八六番一三、八六番一四、八六番一五、八六番一六、八六番一七、八六番一八、八六番二〇、八六番二一、八六番二二、八六番二三、八六番二四、八六番二五、八六番二八、八六番二九、八六番三〇、八六番三一、八六番三二、八六番三三、八九番六、八九番七、八九番八、八九番九、八九番一〇、八九番一一、九八番、一三四番三、一三四番四、一三四番五、一三四番六、一三四番七、一三四番八、一三四番九、八八八番一、八八八番二、八八八番三、八八八番四、一〇一九番一、一〇一九番二、一五〇〇番、一五〇一番、一五〇二番、一五〇三番、一五〇四番、一五〇五番、一五〇六番、一五〇七番及び一五〇八番（第二工区）

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市大宮町一丁目六番二一

株式会社やまと不動産 代表取締役 森本勇人

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒市辻町八六番五、八六番一四、八六番二五、八九番九、一三四番四、一三四番九及び八八八番四

公園 生駒市辻町八六番三二、一〇一九番一、一〇一九番二及び一五〇八番

下水道 生駒市辻町八六番五、八六番一四、八九番九及び八八八番四の各一部

水路 生駒市辻町八六番二四